



平成 26 年 7 月 7 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 N ・ フ ィ ー ル ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 野 口 和 輝
(コ ー ド 番 号 : 6 0 7 7 東 証 マ ー ズ)
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 専 務
管 理 本 部 長 高 木 三 愛

(TEL. 06-6343-0600)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 7 月 7 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社は、医療保険制度及び介護保険制度に基づき、精神疾患を持つ方が、住み慣れた地域や家庭で「安全・安心・快適」な生活を送ることができるよう、在宅療養や住環境サポートの支援を行う「居宅サービス」を事業として取り組んでおります。平成 26 年 5 月末現在、60 箇所の訪問看護ステーションを運営しており、精神科領域に特化した訪問看護ステーションとしては唯一全国展開でのサービスを提供しております。

我が国の精神科領域における患者数は全国で 320 万人以上にのぼり、精神科病床数は約 34 万床となっております。昨今の社会保障費抑制や長期入院解消の観点から、厚生労働省は精神科病床数を削減する目標を立て各種施策を進めておりますが、地域の受け入れ環境の整備は進んでおらず、需給バランスが均衡するまでには時間を要すると考えられます。

このような事業環境の中、当社では精神疾患を持つ方が自立した生活をよりスムーズに行うことができるよう、退院後の住居を紹介する賃貸事業に注力しております。平成 26 年 1 月及び 4 月に各々 1 棟（計 2 棟）のワンルームマンションを自社で取得しており、空き部屋を斡旋する事業に取り組んでおります。住居の紹介を希望される方の増加に対応すべく、これらと同等の物件を平成 26 年 12 月までに首都圏（東京都、千葉県、埼玉県）において、また平成 27 年 6 月までに近畿圏（大阪府、兵庫県）において購入する計画であります。

今回の増資資金をこれら物件の取得資金に充当することで、業界内での地位をより確実なものとし今後の当社サービスの利用者拡大を通じて業績の向上、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

また、公募増資と同時に当社株主による株式売出しを実施し、株主分布状況の改善や株式流動性の向上を図るとともに、株主数の増加を通じてコーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 100,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年7月22日(火)から平成26年7月25日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、いちよし証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成26年7月29日(火)から平成26年8月1日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 野口和輝 に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 100,000株
- (2) 売出人及び売出株式数 野口 和輝 100,000株
- (3) 売出価格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売出方法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100株

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 野口和輝に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、本引受人の買取引受による売出しも中止する。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 30,000 株
なお、売出株式数は上限を示したものである。一般募集及び株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）の需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 いちよし証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、いちよし証券株式会社が当社株主から 30,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 野口和輝に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 30,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 いちよし証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成 26 年 8 月 5 日 (火)
- (6) 払 込 期 日 平成 26 年 8 月 6 日 (水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記 (5) に記載の申込期間 (申込期日) までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 野口和輝に一任する。
- (10) 上記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額 (払込金額) の総額が 1 億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるいちよし証券株式会社が当社株主から30,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、30,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、いちよし証券株式会社が上記当社株主から借入れた当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成26年7月7日（月）開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成26年8月6日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、いちよし証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年8月1日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。いちよし証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内に、いちよし証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、いちよし証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当する場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を控除した株式数について、いちよし証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当に応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、いちよし証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、いちよし証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本件第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の一般募集及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- (1) 現在の発行済株式総数 6,422,500株（平成26年7月7日（月）現在）
- (2) 一般募集による増加株式数 100,000株
- (3) 一般募集後の発行済株式総数 6,522,500株
- (4) 第三者割当増資による増加株式数 30,000株（注）
- (5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 6,552,500株（注）

（注）前記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対しいちよし証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資の手取概算額合計上限 434,808 千円については、全額を設備資金に充当する予定であり、平成 26 年 12 月までに首都圏（東京都、千葉県、埼玉県）における取得資金として 250,000 千円を充当し、また、平成 27 年 6 月までに近畿圏（大阪府、兵庫県）における取得資金として残額を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは銀行預け入れ等で運用する方針であります。

(参考) 平成 26 年 1 月取得物件 大阪府大阪市 土地 458.10 m², 延床面積 1,210.58 m², 60 戸, 取得価格 230,600 千円

平成 26 年 4 月取得物件 大阪府大阪市 土地 198.99 m², 延床面積 1,108.72 m², 46 戸, 取得価格 283,000 千円

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記の資金に充当することにより、今後の当社サービスの利用者拡大を通じて中長期的な業績の向上に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題と認識しておりますが、配当政策については企業体質の強化と将来の事業展開のための内部留保の充実を図るとともに業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

しかしながら当社は、財務内容は改善されているものの繰越欠損金の解消には至っていないこと、当面の拠点展開に備えること等から、配当を行っておりません。今後は、上記の配当政策についての基本方針に則り、業績等を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存であります。

なお、当社は会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、中間配当を行うことが出来る旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は、期末配当の年 1 回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載の通りです。

(3) 内部留保資金の使途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載の通りです。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
1株当たり当期純損益	△277.13円	△79.92円	38.67円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	—	—	44.2%
純資産配当率	—	—	—

- (注) 1. 当社は平成25年6月17日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行いました。平成23年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。また、平成26年5月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、平成24年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
3. 実績配当性向は、1株当たりの年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値です。
4. 自己資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を自己資本（期首自己資本と期末自己資本の平均）で除した数値です。
5. 純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり純資産（期首1株当たり純資産と期末1株当たり純資産の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は会社法に基づく新株予約権（ストック・オプション）を発行しております。

当該新株予約権の内容は次の通りであります。なお、今回の一般募集及び第三者割当増資実施後の発行済株式総数（6,552,500株）に対する下記の新株式発行予定残数の比率は3.5%となる見込みです。

（平成26年7月7日現在）

決議日	新株式発行 予定残数（株）	新株予約権行使時 の払込金額	資本金 組入額	行使期間
平成24年12月14日	65,000株	280円	140円	平成26年12月15日から 平成34年12月14日まで
平成26年2月26日	165,000株	2,740円	1,377円	平成27年4月1日から 平成34年3月31日まで

- (注) 平成25年5月15日開催の取締役会決議により、平成25年5月31日を基準日として平成25年6月17日付で当社普通株式1株を500株に分割しております。また、平成26年4月3日開催の取締役会決議により、平成26年4月30日を基準日として平成26年5月1日付で当社普通株式1株を5株に分割しております。上表の「新株式発行予定残数」、「新株予約権行使時の払込金額」、「資本金組入額」は調整後の内容となっております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成23年11月28日 第三者割当増資	60,000千円	97,500千円	67,500千円
平成24年12月31日 第三者割当増資(注1)	270,000千円	232,500千円	202,500千円
平成25年8月28日 新規公開時公募増資	489,900千円	477,450千円	447,450千円
平成25年9月27日 第三者割当増資(注2)	84,870千円	519,885千円	489,885千円

(注) 1. 平成23年11月28日付けで発行した第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換によるものです。

2. 新規公開時公募増資と同時に行われたたオーバーアロットメントによる売出しに伴うものです。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
始値	－円	－円	3,100円	10,200円
高値	－円	－円	15,220円	22,620円 □4,050円
安値	－円	－円	2,952円	9,640円 □2,513円
終値	－円	－円	9,730円	3,600円
株価収益率	－倍	－倍	50.3倍	－

(注) 1. 当社株式は、平成25年8月29日をもって株式会社東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率について該当事項はありません。

2. □印は、株式分割(平成26年5月1日、1株→5株)による権利落後の株価を示しております。

3. 平成26年12月期の株価等については、平成26年7月4日(金)現在で記載しております。

4. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値です。なお、平成26年12月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関して、売出人である野口和輝は、いちよし証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、いちよし証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はいちよし証券株式会社に対してロックアップ期間中は、いちよし証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストックオプション等に関わる発行若しくは交付を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、いちよし証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。